

報3

報告第3号

令和7年度松島町健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和7年度松島町健全化判断比率を監査委員の意見を付し別紙のとおり報告する。

令和8年9月1日提出

松島町長 櫻井 公一

健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	7.1	5.2
早期健全化基準 (15.00)	(20.00)	(25.0)	(350.0)
財政再生基準 (20.00)	(30.00)	(35.0)	

備考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と記載。
- 2 早期健全化基準を上段括弧内、財政再生基準を下段括弧内に記載。

報4

報告第4号

令和7年度松島町資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和7年度松島町資金不足比率を監査委員の意見を付し別紙のとおり報告する。

令和8年9月1日提出

松島町長 櫻井公一

資 金 不 足 比 率

特別会計の名称	資金不足比率（％）	備 考
観 瀾 亭 等 特 別 会 計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
水 道 事 業 会 計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
下 水 道 事 業 会 計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定

【 経営健全化基準 20.0 】

備 考

- 1 資金不足比率がないため、「—」と記載。
- 2 「備考」欄には、資金不足比率の算定に用いた事業の規模を記載。
「法施行令第17条第1・3号の規定により事業の規模を算定」